

令和2年度 屋敷林実態調査結果報告書



令和2年12月 砺波市

目次

第1章 はじめに

1	調査目的	1
2	調査期間	1
3	調査対象	1
4	調査項目	1
5	調査方法	1

第2章 調査結果

1	屋敷林の所有世帯数及び本数	2
2	前回調査との比較	3
3	日常的な管理者	4
4	屋敷林の外観レベル	5
5	屋敷林に関するご意見	7

第3章 今後の課題

1	課題と対応策	12
2	今後の取組等	13

資料

- 1 屋敷林実態調査票
- 2 屋敷林の本数（自治会等別）
- 3 屋敷林に関するご意見

表紙写真

左上 天正神明社（種田）		右上 T邸（東野尻）
	中央 農家レストラン大門 （庄下）	
左下 S邸（五鹿屋）		右下 T邸（南般若）

第1章 はじめに

1 調査目的

砺波平野の美しい散居景観の重要な構成要素である屋敷林について、現状の把握や散居景観保全事業の事業効果の検証、今後必要な保全対策について検討するため、その基礎データとなる屋敷林の調査を行ったもの。

2 調査期間

令和2年5月中旬～8月末

3 調査対象

- (1) 対象区域 市内全域（238自治会等）
- (2) 対象者 本市の農家台帳の登載者、寺社、公民館、平成15年調査時の回答者
- (3) 対象樹木 概ね3m以上のもの

4 調査項目

屋敷林の所有者、屋敷林の本数、日常の管理者、外観レベル、屋敷林に対する意見（調査票は、資料1のとおり）

5 調査方法

3（2）により作成した調査対象者リスト一覧に基づき、各自治会等を通して調査票を配付した。

なお、調査対象者リストに登載されていない場合でも、3（3）に適合する樹木を所有する場合は調査対象とし、白紙の調査票を配付して記入していただいた。

また、「寺社、公民館」、「空き家」、「不明」の取り扱いは次のとおりとした。

区分	対応
寺社、公民館	可能な範囲で調査票を配付し管理者に記入してもらうか、わかる範囲で自治会等の代表者が記入する。
空き家等	わかる範囲で自治会等の代表者が記入し、調査票の右上余白に「空き家」又は「更地」の旨を記入する。
不明	調査票の右上余白に「不明」と記入し、調査票は白紙のまま返却する。



第2章 調査結果

1 屋敷林の所有世帯数及び本数

概ね3メートル以上の樹木を有する世帯に、樹種及び本数を調査した。樹種が不明な場合は「その他」としてカウントした。その結果は、次のとおりである。

●所有世帯数 4,773世帯

●合計本数 123,647本

【表：屋敷林の所有世帯数及び本数】

自治振興会	全世帯数	所有世帯数	スギ	ケヤキ	アテ	果実	竹	その他	合計	未調査※
1 出町	3,718	221	963	74	113	400	1,438	3,327	6,315	6
2 庄下	860	208	1,048	46	73	443	761	2,748	5,119	2
3 中野	506	260	1,857	99	85	659	670	2,884	6,254	
4 五鹿屋	695	272	2,255	71	152	805	812	3,133	7,228	1
5 東野尻	642	232	1,611	126	201	574	1,496	3,375	7,383	
6 鷹栖	936	278	1,584	68	106	554	1,014	2,816	6,142	2
7 若林	221	167	942	32	52	368	606	1,759	3,759	
8 林	1,579	345	1,892	125	209	793	1,920	5,323	10,262	
9 高波	433	248	1,085	68	95	557	887	3,153	5,845	
10 油田	1,958	203	1,147	83	42	470	737	2,921	5,400	
11 南般若	929	243	1,545	51	240	520	940	3,612	6,908	2
12 柳瀬	736	194	732	23	34	283	752	2,060	3,884	1
13 太田	490	228	1,396	62	89	577	500	2,932	5,556	
14 般若	570	358	2,770	108	86	741	3,322	2,789	9,816	
15 東般若	420	282	1,354	68	121	585	1,183	2,431	5,742	
16 梅檀野	368	225	1,574	53	50	313	783	1,622	4,395	
17 梅檀山	164	158	2,508	97	118	177	1,712	495	5,107	
18 東山見	687	159	533	53	14	308	1,183	800	2,891	1
19 青島	718	147	947	13	57	467	957	2,460	4,901	6
20 雄神	258	156	497	66	40	264	950	1,417	3,234	1
21 種田	339	189	1,832	44	114	698	935	3,883	7,506	
合計	17,227	4,773	30,072	1,430	2,091	10,556	23,558	55,940	123,647	22

※未調査の22か所の自治会は、新興住宅地や集合住宅等で明らかに屋敷林がないため、調査を依頼しなかった。

2 前回調査との比較

平成15年に実施した前回の屋敷林調査に回答いただき、かつ今回の調査に回答いただいた世帯で比較した結果は、次のとおりである。

●所有世帯数 1,802世帯 (前回比 Δ98)

●合計本数 59,911本 (前回比 Δ10,632)

前回調査と比較して、多くの地区で所有世帯が減少している。その主な理由として、強風による倒木の影響や、高齢化で屋敷林の維持管理が困難になり、やむを得ず伐採した等が考えられる。

次に、樹種別に見ると、スギ、ケヤキ、アテの本数が減少しており、特にスギの減少が著しい。また、減少幅が大きい地区は、般若、東般若、五鹿屋の順で、台風等による倒木調査(平成16年、平成24年実施)における倒木との相関が深いと考えられる。

【表：前回調査との増減比較】

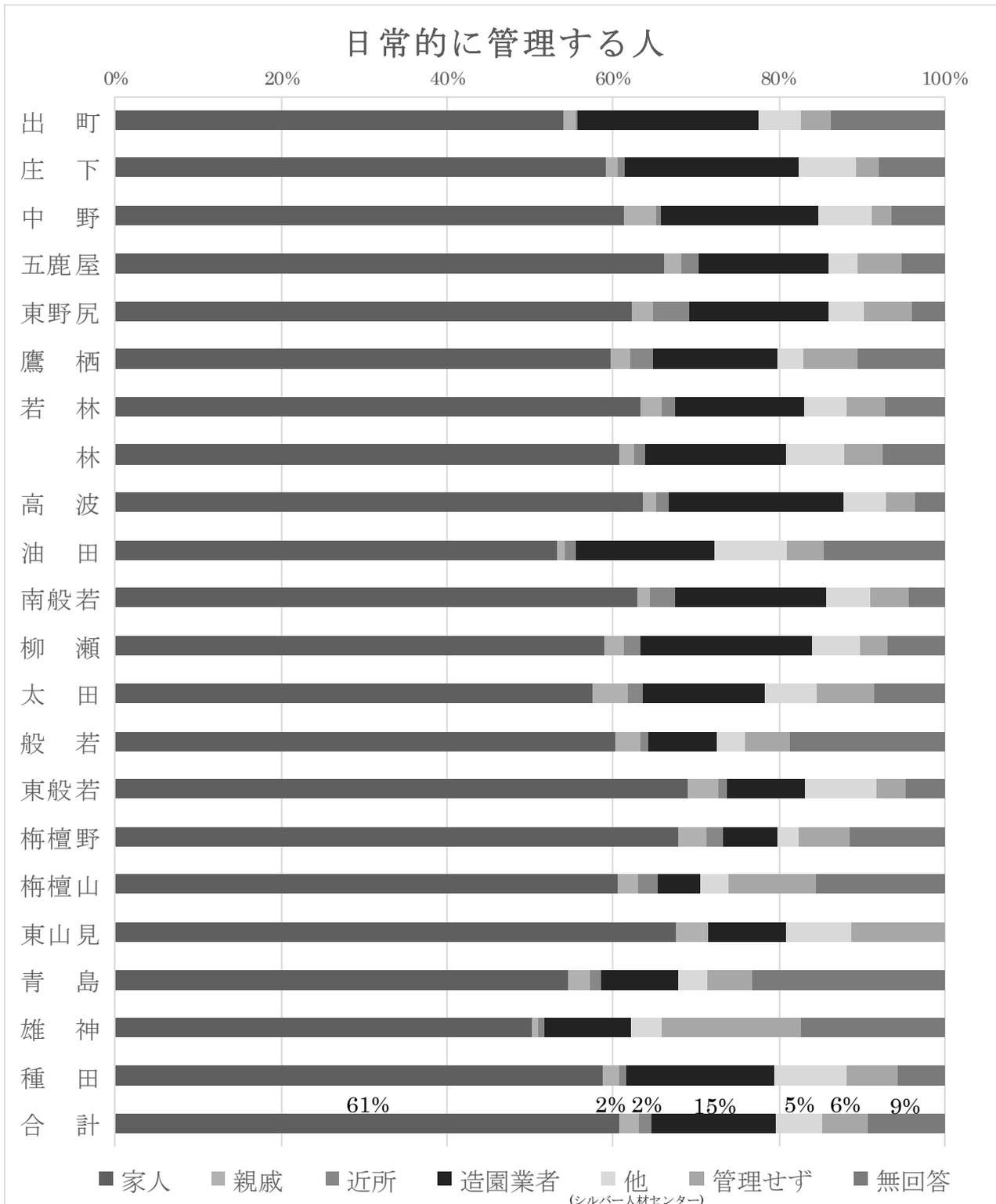
自治 振興会	所有世帯数			スギ			ケヤキ			アテ			果実			竹			その他			合計		
	今回	前回	増減	今回	前回	増減	今回	前回	増減	今回	前回	増減	今回	前回	増減	今回	前回	増減	今回	前回	増減	今回	前回	増減
庄下	45	46	△1	482	1,087	△605	22	26	△4	21	22	△1	144	120	24	668	525	143	860	517	343	2,197	2,297	△100
中野	64	64	0	1,068	1,545	△477	43	32	11	56	42	14	195	183	12	99	167	△68	779	543	236	2,240	2,512	△272
五鹿屋	145	147	△2	1,828	2,852	△1,024	44	48	△4	86	116	△30	482	277	205	617	1,006	△389	1,892	970	922	4,949	5,269	△320
東野尻	112	118	△6	1,172	1,695	△523	80	102	△22	122	134	△12	284	266	18	1,068	2,828	△1,760	1,524	1,160	364	4,250	6,185	△1,935
鷹栖	150	156	△6	1,008	1,861	△853	36	35	1	73	121	△48	288	203	85	732	524	208	1,476	1,069	407	3,613	3,813	△200
若林	67	70	△3	726	1,008	△282	20	29	△9	46	68	△22	208	118	90	475	354	121	735	608	127	2,210	2,185	25
林	144	147	△3	1,073	1,511	△438	64	83	△19	114	118	△4	375	257	118	1,219	1,081	138	2,182	1,453	729	5,027	4,503	524
高波	105	111	△6	648	1,055	△407	33	58	△25	64	37	27	238	199	39	536	691	△155	1,363	860	503	2,882	2,900	△18
油田	121	125	△4	1,024	1,820	△796	61	87	△26	27	52	△25	290	173	117	552	549	3	1,714	1,106	608	3,666	3,787	△119
柳瀬	72	77	△5	367	1,378	△1,011	14	11	3	28	50	△22	140	94	46	605	600	5	912	508	404	2,066	2,641	△575
太田	117	125	△8	1,048	2,115	△1,067	31	35	△4	52	155	△103	317	255	62	369	512	△143	1,535	1,411	124	3,352	4,483	△1,131
般若	237	268	△31	2,135	3,905	△1,770	90	113	△23	72	96	△24	513	373	140	2,119	1,987	132	1,811	1,179	632	6,740	7,653	△913
東般若	141	151	△10	967	2,555	△1,588	44	69	△25	59	61	△2	347	324	23	436	296	140	1,384	967	417	3,237	4,272	△1,035
梅檀野	31	33	△2	747	710	37	18	6	12	24	7	17	46	8	38	181	50	131	355	196	159	1,371	977	394
梅檀山	99	107	△8	1,845	2,381	△536	72	71	1	89	128	△39	131	137	△6	1,452	1,012	440	237	138	99	3,826	3,867	△41
青島	47	50	△3	538	1,017	△479	5	31	△26	35	82	△47	252	433	△181	524	16	508	1,340	2,665	△1,325	2,694	4,244	△1,550
種田	105	105	0	1,516	2,559	△1,043	27	43	△16	96	188	△92	490	814	△324	505	34	471	2,955	5,317	△2,362	5,589	8,955	△3,366
合計	1,802	1,900	△98	18,192	31,054	△12,862	704	879	△175	1,064	1,477	△413	4,740	4,234	506	12,157	12,232	△75	23,054	20,667	2,387	59,911	70,543	△10,632

3 日常的な管理者

屋敷林を日常的に管理する人を調査した。

回答件数6,875件（うち無回答639件）のうち、1位は家人が管理している世帯で61%を占めた。2位は造園業者の15%であり、3位は管理をしていない世帯で6%であった。

【グラフ：日常的に管理する人（回答を%で表示）】



4 屋敷林の外観レベル

視覚的に屋敷林の植栽状況を把握するため、5つの図を例示し、調査対象者宅において、屋敷林がいちばん多く植栽する面に最も近い外観の図を選択してもらった。

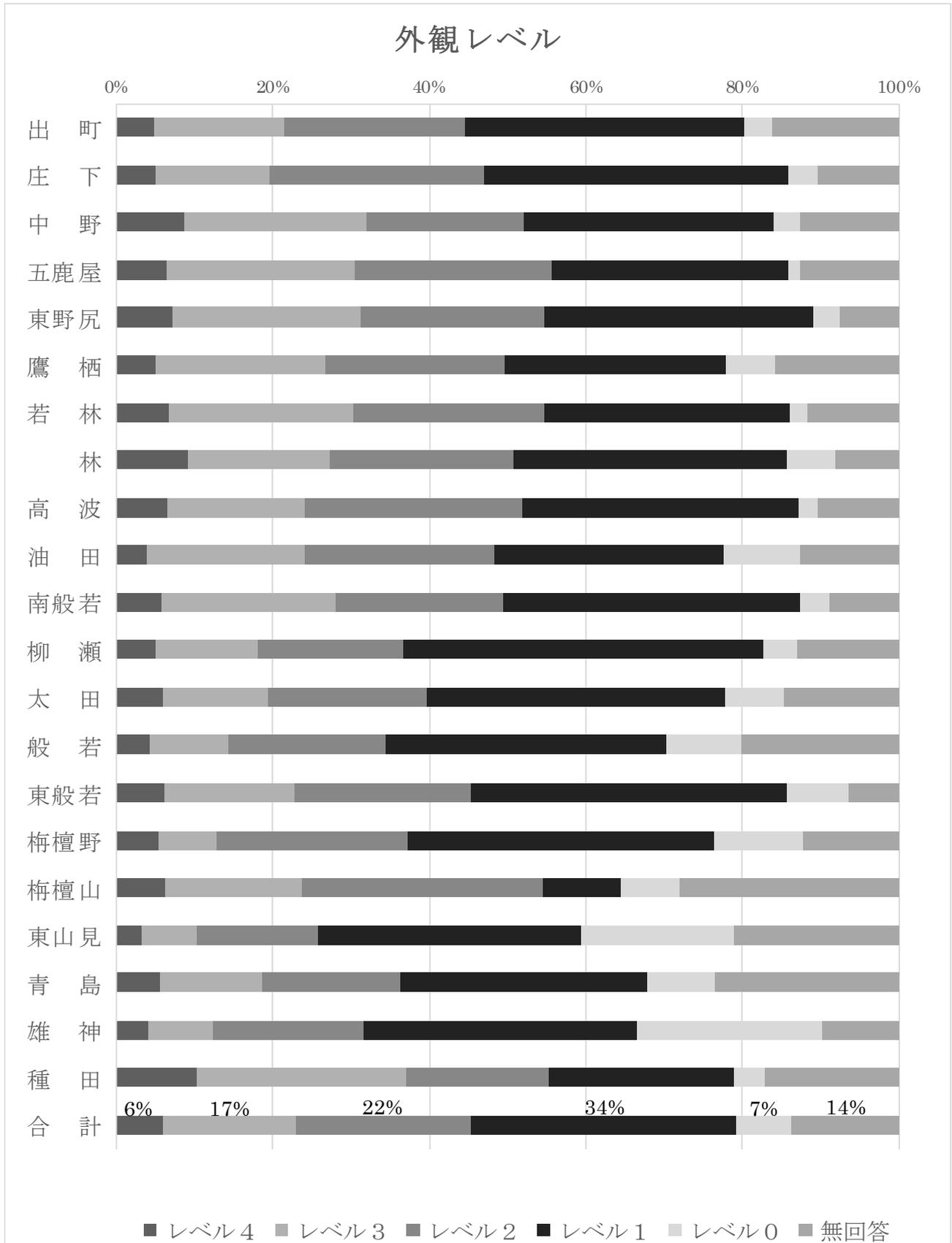
回答件数5,773件（うち無回答790件）のうち、1位はレベル1の34%、2位がレベル2の22%、3位がレベル3の17%となった。

旧来の「屋根の高さを超える高木が、屋敷を取り囲むような景観を成す」屋敷林（レベル3～4）は2割程度である。

レベル1～2の屋敷が過半数を占める理由としては、平成16年及び平成24年の強風による倒木により連続した高木の本数が減ったほか、倒木後に植樹をしない、維持管理できず高木を減らした、芯止めして高さを抑えて維持管理しているなどが考えられる。

レベル	イメージ	説明	件数
レベル4		面のほぼ全体に、屋根の高さを超える高木が植栽されており、それら高木の樹冠が連続している。	351
レベル3		面のほぼ全体に、高木を中心とした植栽はあるものの、高木の樹冠が連続しておらず、隙間が多い。	978
レベル2		屋根の高さを超える高木が2本以上植栽されている。	1,291
レベル1		屋根の高さを超える高木は全くないが、屋根の高さを超えない中低木や生垣が植栽されている。	1,953
レベル0		高中低木は全くない。花壇が存在する場合がある。	410
無回答			790
合計			5,773

【グラフ：屋敷林の外観レベル（回答を%で表示）】

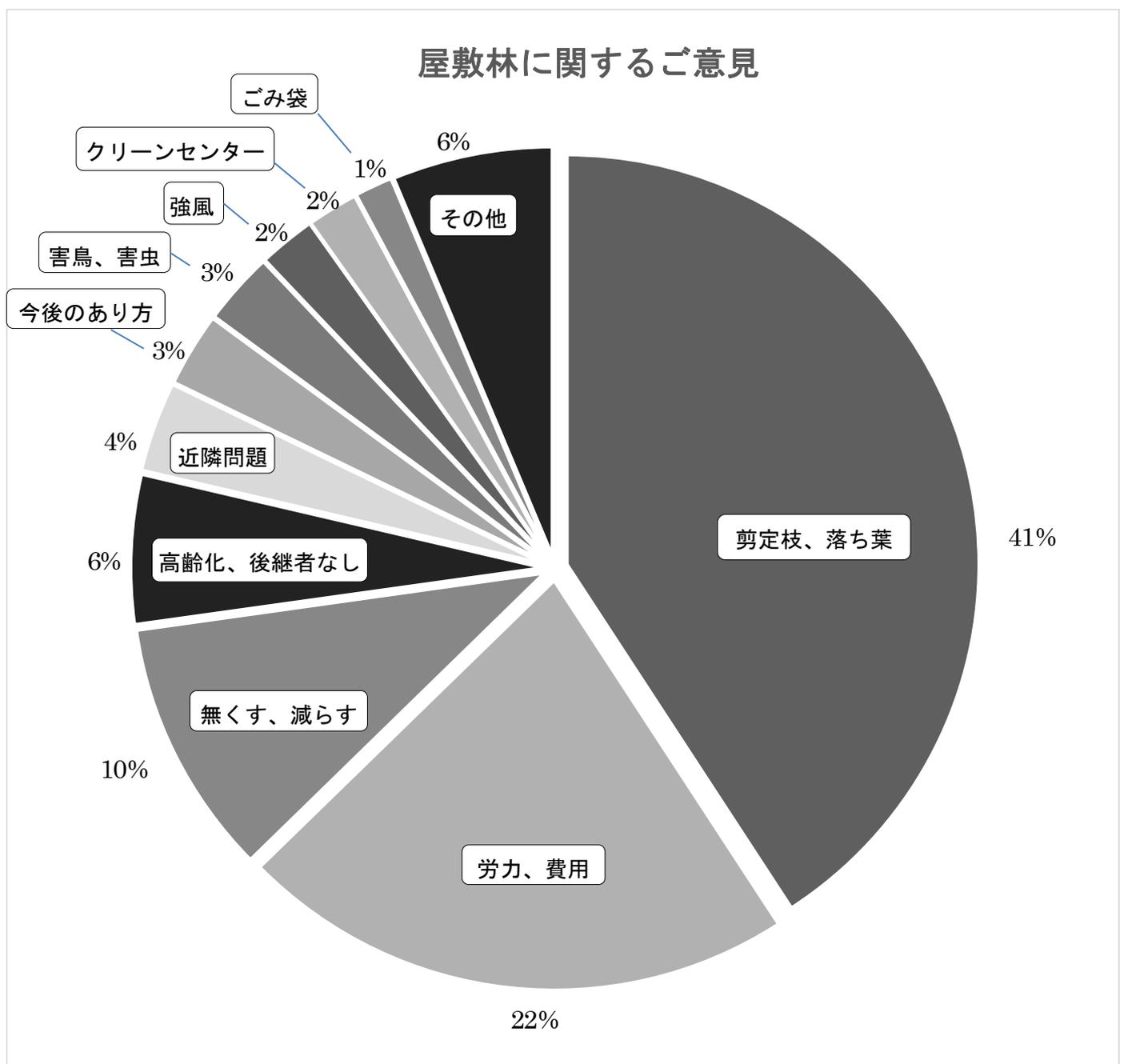


5 屋敷林に関するご意見

調査票に自由記載欄を設け、ご意見等を求めたところ1, 291人から多岐にわたるご意見、悩み、ご提言が寄せられ、それらを大きく10項目に分類した。

最も多く寄せられたのが「剪定枝や落ち葉に対する悩み」の717件で、うち413件が「従来どおり落ち葉等の焼却をしたい」というものである。平成13年4月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の二」において野焼きが禁止されたほか、農家と非農家の混住化が進み、焚き火に対する市民感覚が変わりつつあるため、剪定枝の処理に苦慮している世帯が多いことが窺える。

次いで「維持管理に関する労力や費用に関するもの」、「屋敷林を根元から伐採してしまいたい、本数を減らしたい」となった。



ご意見（一部紹介）

【1位 剪定枝、落ち葉に関すること 717件】

●主なご意見

- ・昔のように自宅で枝葉を燃やせる様にしてほしい。
- ・野焼きが出来ず、落ち葉、枝、草等の始末に困っている。
- ・市のマニュアルでは、少量の落ち葉の焼却は可となっているが、どの程度かわからない。最近、警察が焼却時に来ることが多いが、落ち葉程度なら可としてほしい。

（同様のご意見 413件）

●その他ご意見

- ・杉の植樹はやめ、檜（アテ）の植樹を推奨する。落ち葉がほとんど出ず、掃かなくて良い。（出町）
- ・大量の草木、枯れ枝の処理方法がわからない。燃えるゴミ袋では追いつかない。現実不可能である（すぐ破れる）。野焼き禁止の前に、みんなが納得する処理方法を示してほしい。（出町）
- ・剪定枝は、少量の焼却でも本当に法律違反となるのか。ここは都会ではなく田舎であって、地域事情にも反映するのが行政だ。（五鹿屋）
- ・維持管理後の枝処理は、その場で焼却できないので、日時を決めて回収してほしい。枝を一定の長さにきるため、各地に「チェーンソー」の設置が必要。（若林）
- ・枝や落ち葉の簡単にできる処分方法を至急提示してほしい。一ヶ月平均的にどれくらいの処分材がでるのか、作業時間はどれくらいか、掛かる費用はいくらくらいか等調査が必要なのでは。（南般若）
- ・屋敷林の有用性も認めるが、高齢化が進む中、実態の生活に応じた政策に改めるべき。（太田）



【2位 労力、費用に関すること 381件】

●主なご意見

- ・剪定、雪吊り費用を負担に感じている。
- ・維持管理が大変で、これから存続していけるかとても不安である。

（同様のご意見多数）

●その他ご意見

- ・樹木の枝葉について、処理に掛かる支援があればありがたい。散居村景観の維持という地域全体の利益と個人の負担の問題について検討してほしい。（鷹栖）
- ・木々が年々大きくなり、剪定枝も増えてきている。落ち葉の焼却についても、焚き火の量を超え、燃えるごみの量が増えている。景観まちづくり事業費（散居景観モデル事業）に取り組もうにも地域要件が厳しく、地域要件の緩和を希望する。（若林）
- ・景観としては、美しく財産かも知れないが、手入れしていくには限界がある。（東般若）



【3位 屋敷林を切ってしまいたい、減らしたい 177件】

- ・出来ることなら切り倒したい。
- ・木を減らしたい。
- ・順番に根元から切っていきたい。
- ・昔、杉の木があったが、全部切ったので管理が楽になった。
(同様のご意見多数)



【4位 高齢化、後継者なしに関すること 103件】

●主なご意見

- ・家人の高齢化が進んでいるので、今後の屋敷林の維持管理は難しくなると思う。
- ・次の世代では(今でも)屋敷林の管理が難しく、このままではなくなってしまうかと危惧している。
(同様のご意見多数)

●その他ご意見

- ・庭の手入れは年間を通じて必要だが、年寄りに任されることが多く、大変負担となっている。これらに報いる何らかの方策を講じていただければ励みになり、屋敷林の維持にも役立つと思う。(出町)
- ・屋敷林のある景観は全国的にも珍しく、誇り高く美しいと感じているが、高齢化とともに年々難しい状況にある。次世代家族も今後の管理までは難しい。(中野)
- ・現在は可能なれど、高齢化が進み将来的には管理不可。市当局が環境及び景観を重視するならば、財政的援助、人的介入も考慮すべき。(柳瀬)

【5位 近隣の空き家や荒廃した屋敷林に関すること 62件】

●主なご意見

- ・隣接している空き家の庭木の管理がされておらず心配である。
- ・隣との境に杉の大木が並んでいるので、落ち葉が隣家の敷地に沢山落ち、大変迷惑をかけていて申し訳ないと思っている。
(両極の立場から、同様のご意見多数)



●その他ご意見

- ・隣の無人屋敷林に迷惑している。40年も放置され、サギ、ハクビシン、毛虫がいる。近くには無人寺にサギ、カラスが多くいる。枯れ葉、スギが多く落ちるので、火の心配もしている。(太田)
- ・現在空き家になっている隣家の高木の、落ち葉や伸びた枝が屋敷内に入り込み、雨樋を詰まらせる原因になっている。勝手に切ることも出来ないので困っている。(梅檀野)
- ・常時生活されていない屋敷林が自然放置になっていることが多くなった。若年層に屋敷林文化・良さについて理解を求める行動が必要と思う。(雄神)

【6位 今後のあり方（ご提言） 51件】

- ・「カイニョ」のある砺波平野の風景、観光資源として市民負担だけでは限界がある。次世代に合った**特長ある助成制度**を作るべきだ。（中野）
- ・高木のみならず、庭木や生け垣など植栽全般について、**手入れの時期（個人・業者）や日常の作業についてアドバイス**して頂ければ大いに利用したい。（鷹栖）
- ・屋敷林は、以前は有効に機能し、風景として残ってきたが、現代は生活形態が大きく変わり、第三者が「文化遺産として残すべき」というのは無理。**写真・動画・生活してきた住民の声等をデータとして残す方向が無理のない保存**と考える。（油田）
- ・時の流れにより、伝統的な屋敷林を保全することばかりでなく、**今にあった屋敷林を提案**されていければと思う。（東般若）
- ・周囲に木があることで、屋内に陰ができ、室温が下がるとも聞いている。**地球温暖化でますます暑さ対策**していかなくてはいけないときに**必要な**のではないか。（東山見）

【7位 害虫、害鳥に関すること 50件】

- ・住宅が**込み入って**いて、**防除が大変**である。（出町）
- ・虫が大量発生する年があり、それに対する**駆除薬品の紹介（パンフ等）、販売**を考えてほしい。（東野尻）
- ・毎年、機械による高木の防除作業を農協青年部に依頼している。**防除を共同実施するグループ**に対し、**薬代や人件費代の一部を助成**してほしい。（東野尻）
- ・防虫対策に苦勞している。何か**良い方法があれば情報**が欲しい。（鷹栖）



【8位 強風に関すること 39件】

- ・近年は、**災害が多発**しているので、**倒木の心配や杉葉の始末**に大変である。（梅檀野）
- ・高木が強風の時に大きく揺れ、倒木しないか**心配**になる。**新しく若木を植樹**しておかないと、**倒木や枯れると数少なくな**っていき、今は残っているが、**絶えて**しまう。（青島）

【9位 クリーンセンターとなみに関すること 35件】

- ・クリーンセンターへ持ち込みする場合、**混雑し、持ち込み車両が200～300m以上待ち（1時間以上）**となる。**剪定時期に日曜の受付時間を拡大**してほしい。（若林）
- ・クリーンセンターは**土日**も営業して頂きたい。（南般若）
- ・集落に**枝収集場所、枝焼却炉、枝チップにする機械等**があれば良い。クリーンセンター1カ所では**順番待ち**があり、**遠すぎる**。（東山見）

【10位 ごみ袋に関すること 26件】

- ・ごみ袋を屋敷林用に厚く破れないような製品にしてほしい。(若林)
- ・強風後の杉の落ち葉等の片付けが大変であり、一回の片付けは1㎡の袋3杯くらいとなり、燃えるごみ袋ではとても処理出来ない。(柳瀬)
- ・剪定枝は、燃えるごみの日に出せますが、剪定枝については袋が穴あきとなり、ごみに出せずに、木(枝)のみしばり、そのままだしてもよいか?(種田)

【その他 110件】

- ・予算の限られた中で、安価な業者、個人でも紹介して頂けたら助かる。(太田)
- ・屋敷林というものは、日本でも有数な地域独特な景観であり、今後も重要な景観であり、もっと、市や県でも手入れ対策やPRを行って頂きたい。(中野)
- ・屋敷林が急速に減って環境浄化作用が衰退していく現状を食い止めるべく若年層に対して強力な啓発が必要と思う。(林)
- ・屋敷林の手入れ方法について講習会を定期的で開催してほしい。(梅檀野)
- ・数年ごとの業者への請負で50万円以上の経費が必要だが、補助金制度が指定地域のみとなっている。地域を見直し、中山間地域以外の散居としてほしい。(雄神)



第3章 今後の課題

1 課題と対応策

今回の屋敷林実態調査では、屋敷林を所有する世帯、本数ともに減少するという結果となった。特に、屋敷林の代表的な構成要素であるスギが、顕著に減少している点については、強風による倒木の影響や、高齢化で屋敷林の維持管理が困難になったために、やむを得ず屋敷林を伐採した等が考えられる。

本市の特徴的な景観である屋敷林を、これからの時代に合ったかたちで保全し、次世代に引き継いでいくためには、強力な下支えとなる取組等が必要とされている。

さらには、市民の「意識改革」である。屋敷林を所有する世帯には、その良さや価値を再認識してもらい、屋敷林を所有しない世帯には、屋敷林に対する理解を深め、緑化意識の高揚を図るような取組が求められる。そして、枝葉を焼却したいという意見が依然多いが、今後は、焚き火によらない処理方法を市全域に浸透させることが急務である。

第2章で明らかになった調査結果やご意見等を踏まえ、市と市民、事業者、自治振興会、関係団体の連携、協働による屋敷林の保全策は、下表のとおりである。

ご意見	課題	対応策（案）
1位	剪定枝、落ち葉の処理 (焼却できない)	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝戸別回収実証実験の継続及び拡充による、焚き火によらない処理方法の推進 ・次世代につなぐ「屋敷林保全月間」の推進 ・パッカー車による剪定枝の収集 ・散居景観保全事業の継続による維持管理費用の軽減 ・散居景観モデル事業の推進による地域ぐるみでの保全活動の実施
2位	屋敷林の維持管理に労力、費用がかかる	
3位	屋敷林を減らしたい	<ul style="list-style-type: none"> ・時代にあった新たな屋敷林（緑化）の提案 ・散居景観保全事業の見直し ・屋敷林や散居景観に関するツアーの実施による「若い世代」への啓発 ・各種研修会（剪定、防除、雪吊り）の実施による技術の継承 ・情報発信、相談窓口の強化 ・屋敷林等保全委員会との連携 ・屋敷林の研究及び応用 ・強風に強く、管理しやすい屋敷林の普及、啓発
4位	高齢化、後継者なし	
5位	空き家、荒廃、近隣屋敷林	
6位	今後のあり方(ご提言)	
7位	害虫、害鳥	<ul style="list-style-type: none"> ・砺波広域圏事務組合への要望（継続）
8位	強風（台風）	
9位	クリーンセンターとなみ	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち葉等専用ごみ袋の導入
10位	ごみ袋	

2 今後の取組等

年度	取組内容（案）
令和3年度	<ul style="list-style-type: none">・剪定枝戸別回収実証実験の拡充（年齢要件の緩和、地域要件の撤廃、実施期間の拡大）・次世代につなぐ「屋敷林保全月間」の推進・落ち葉等専用ごみ袋の導入
令和4年度	<ul style="list-style-type: none">・パッカー車による剪定枝の収集
将来的	<ul style="list-style-type: none">・バイオマス発電への活用



令和2年度 屋敷林実態調査結果報告書

砺波市商工農林部農地林務課

令和2年12月

939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL (0763) 33-1431 (直通)

FAX (0763) 33-6851

メールアドレス norin@city.tonami.lg.jp